

研究生等を対象とした、研究に係る秘密情報及び成果の取扱い指針

平成 22 年 9 月 17 日制定

1. 趣旨

大学における研究活動の成果は、研究に携わった各個人の創意と努力の結晶であり、その成果を生み出したことに伴う名誉及び権利は適正に保護され、確保されることが必要である。このためには、その成果を公表する以前の段階において、研究成果に係る情報が不用意に公開され、あるいは外部に知られることのないように適切に管理する必要がある。また、共同研究、受託研究等において学外から提供される秘密情報についても、不用意に開示・漏洩し、社会の信頼・信用を損なうことのないよう対策を講じる必要がある。例えば TWIns 内では、複数の企業・団体等が参画する研究が多数あり、相互に関係しながら並行して進行しているため、より複雑な状態となっている。

研究活動に係る学内外から提供される情報の管理に関して、本学と雇用関係にある者は、別の規程等で定められているが、雇用関係に無い者については、特段の取り決めがないため、その扱いを以下に定める。

2. 用語の定義

本指針で用いる用語を以下のとおり定義する。

(1) 研究生等

本学と雇用関係や研究にかかわる契約関係にない者で、本学での研究活動及び研究支援活動に携わる者をいう。

例：大学院生及びその他本学での研究に受け入れられた者

(2) 研究責任者等

各研究の研究責任者及び講座主任、教授等の組織管理上の責任者をいう。

(3) 秘密情報

本学においてなされた研究に係る学内・学外から取得した秘密に管理されるべき情報一切（研究成果、個人情報その他研究遂行上知り得た又は取得した研究に関する情報を含む）をいう。本学の教育機関としての性質に鑑み、その境界が曖昧になることから、不明瞭な場合には、秘密情報として取り扱うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、秘密情報にあたらぬものとする。

- ① 公知の情報（不特定多数の者が既知または容易に知り得ることができる情報）
- ② 第三者から守秘義務を課されることがなく適正に取得したことを証明できる情報
- ③ その他秘密情報にあたらぬことを研究責任者等が事前に確認した情報

(4) 保護に値する知的財産

次に掲げるものをいう。

- ① 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する発明、特許を受ける権利及び特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する考案、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠、意匠登録を受ける権利及び意匠権、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に規定する商標、商標登録を受ける権利及び商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する品種、品種登録を受ける地位及び育成者権並びに著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物（プログラムの著作物やデータベースの著作物を含む）
- ② 日本以外の国又は地域における上記各権利に相当する権利
- ③ 上記①又は②に該当せず、秘匿することが可能な技術情報であって、かつ財産的価値のあるもの（「ノウハウ」）
- ④ 学術上又は産業上有用な研究試料

（5）発明者

発明者とは、保護に値する知的財産を創出（着想と具体化）に現実に加担した者をいう。以下の者は発明者に該当しない。

- （出所：特許庁HP 産業構造審議会知的財産制作部会特許制度小委員会第 6 回配付資料 7-1）
- ① 部下の研究者に対して一般的管理をした者、たとえば、具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者（単なる管理者）
 - ② 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者（単なる補助者）
 - ③ 発明者に資金を提供したり、設備利用の便宜を与えることにより、発明の完成を援助した者又は委託した者（単なる後援者・委託者）
 - ④ 提供した着想が新しい場合は、着想（提供）者は発明者である。ただし、着想者が着想を具体化することなく、そのままこれを公表した場合は、その後、別人がこれを具体化して発明を完成させたとしても、着想者は共同発明者となることはできない。両者間には、一体的・連続的な協力関係がないからである。したがって、この場合は、公知の着想を具体化して発明を完成させた者のみが発明者である。
 - ⑤ 新着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことに属しない限り共同発明者である。

3. 研究への参加

研究生等の研究への参加は、本人の自由意思と責任に基づくものである。特に、大学院生の場合、参加が強要されるなど教育・指導等を受ける権利を阻害されるものであってならない。

4. 秘密情報の管理

研究生等は、研究責任者等の指導のもと、善良な管理者の注意義務を持って秘密情報を取り扱わなければならない。

5. 守秘義務

- (1) 研究生等は、秘密情報に関して、研究責任者等の事前の承諾なく次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - ① 複製・複写および保管部署外へ持ち出すこと。
 - ② 第三者（正当な権限を有しない大学の教職員等および研究生等を含む。）に対して漏洩、開示すること。
 - ③ 自己の参加している研究以外の目的で使用、流用すること。
- (2) 研究生等は、研究終了時または研究責任者等が指示した場合は、直ちに秘密情報を記録した一切の媒体（複製物及び二次的資料を含む。）を、研究責任者等の指示に従い返還または処分しなければならない。

6. 知的財産の創出の届出と譲渡

研究生等は、研究遂行に伴い、保護に値する知的財産を創出したと考える場合には、直ちに研究責任者等に届け出るものとし、研究責任者等が当該知的財産の発明者を認定するものとする。

研究生等は、当該知的財産の発明者と認定された場合、研究責任者等と協議の上、本学に譲渡するよう努めるものとする。本学に譲渡した場合、学内規定に従い、補償金を受け取ることができる。

7. 成果の発表

研究生等は、研究の成果を学内外で発表しようとするときには、あらかじめ研究責任者等の書面による承認を得るものとする。また、研究責任者等は、正当な理由なく当該承認を拒んではならない。

8. 適用

この指針は、研究生等が本学の研究に携わることとなった日から適用し、本学に所属または本学の研究に携わる期間適用する。ただし、本指針の施行以前から研究に携わっていた者に関しては本指針の施行の日から適用する。

9. 本学の所属または研究を離れた後の義務

研究生等は、本学の所属を離れた後または本学での研究を終えた後3年間は、上記4から7の規定を守らなければならないものとする。

10. 指針違反時等の対応

研究生等は、本指針の4から9の各項のいずれかに違反して秘密情報を漏洩・開示したときは、研究責任者等に直ちに報告した上で、研究責任者等と共同して速やかに万全な秘密情報の拡散防止策を講じるものとする。

関係企業・団体等並びに第三者から、本学又は研究責任者等に対し、研究生等による秘密情報の漏洩・開示を理由とする請求があったときは、当該研究生等は、当該請求に対する本学又は研究責任者等の対応に協力するものとする。

11. 他の契約等との関係

共同研究契約・受託研究契約等の契約に基づく研究に参画する場合において、その研究の特殊性に基づいた契約等における義務が本指針における義務と齟齬を来す場合には、その研究の特殊性と義務の範囲について十分な事前説明がなされたうえで当該契約およびそれに関連する誓約書等を優先適用する。

12. 誓約書の作成

研究責任者等及び研究生等は、本指針を遵守することを約束した誓約書（様式1）を2通作成し、署名の上、各1通を保管するものとする。

13. その他

この指針は、その運用や状況の変化に応じて、研究生等の同意のもと、改訂することができる。

附則

この指針は、平成22年10月1日から施行し、本指針の規定は、原則として施行日前に生じた事項にも適用される。

東京女子医科大学
学 長 殿

研究に係る秘密情報及び成果の取扱いに関する誓約書

私は、「研究生等を対象とした、研究に係る秘密情報及び成果の取扱指針」（平成 22 年 9 月 17 日制定）の内容を十分に理解し、本指針を厳守することを誓約します。
その証として本誓約書に署名のうえ、提出いたします。

誓約者

令和 年 月 日

学籍番号：

所属：医学部 3 年

氏名：